

家庭用保存版

ごみの分け方・出し方 ガイドブック

深呼吸したくなるまち
ここはエコのど真ん中



見附市

令和3年10月改訂

資源ごみ【無料】	古紙	1
	古着・古布類	2
	小型家電	3
	廃食用油	3
	プラスチック製容器包装	4~5
	カン・ビン・乾電池	6
	ペットボトル	6
	牛乳パックなど	6
	蛍光管など	6
燃えるごみ／生ごみ		7
燃えないごみ		7
粗大ごみ		8~9
清掃センター【直接持ち込み】		9~10
市では収集できないもの		
①家電リサイクル対象品目		
②家庭用パソコン		11~12
③在宅医療廃棄物		
ごみの分別早見表		13~24



ごみ出しルール

ルールを守ってきれいなまちづくり

- ごみは、**収集日の早朝から朝8時まで**に出しましょう。

※ 前日や夜間に出すと、カラスやネコに荒らされますので、絶対に出さないでください。

- お住まいになっている **町内で決められたごみステーション** 出しましょう。

※ 通勤途中などにある、他町内のごみステーションには出さないでください。

- ごみステーションの清掃や維持管理は、利用者が協力して行いましょう。

※ ごみが散乱していると、不法投棄を招く原因となります。

- ルール違反があった時はステッカーが貼られます。→

- ステッカーが貼られた場合は、速やかに引き上げ、ステッカーに記載されたとおり出し直してください。

- ルール違反があった時、場合によっては袋を開封して、中身を確認することもあります。

これは回収できません
<input type="checkbox"/> この袋では中の品物が確認できません。 <input type="checkbox"/> 汚れが残った品物が入っています。 <input type="checkbox"/> 異物が入っています。 かん・びん・ペットボトル オモチャ類・紙類・生ごみ その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
見附市役所 市民生活課 電話番号 62-1700

このごみは収集できません

- 指定袋に入れて出してください。
- 指定袋に入りきっていません。
- きちんと分別してください。
- これは資源ごみです。
- 収集日を守ってください。
- 事業系ごみは直接持込んでください。
- 市では処理できません。一般廃棄物許可業者、販売業者へ処理を依頼してください。

*家庭ごみカレンダー、ごみの分け方・出し方ガイドをよく見てください。

見附市役所 市民生活課
電話番号 62-1700(内線171-172)

事業所から出るごみは、 町内のごみステーションには出せません

事業所とは？

法人組織だけでなく、学校、工場、飲食店、商店をはじめ
自営業、個人の在宅ワークや非営利の各種団体なども含まれます。



事業ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。

<廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条・見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第4条第2項>



「自らの責任において適正に処理すること」とは、自家処理だけでなく、処理手数料を負担して市の施設に搬入することや許可業者へ委託処理することも含みます。

* 事業ごみの出し方については、「事業系ごみ減量マニュアル」を参照(市ホームページからダウンロードできます)

廃棄物の不法投棄や不法焼却は犯罪です

- 不法投棄(未遂行為を含む)は法律により罰せられます。

5年以下の懲役、
1,000万円以下の罰金など

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第25条第1項第14号及び第25条第2項)

- 野外でのごみの焼却(未遂行為を含む)や構造基準に適合しない小型焼却炉の使用は法律により罰せられます。

5年以下の懲役、
1,000万円以下の罰金など

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第25条第1項第15号及び第25条第2項)

